



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M
K
生

◎内務省告示第五百九十三號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年十一月十八日

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

路線名

區

間

工事終了ノ期日

四號

自青森縣東津輕郡西平内村至阿縣同郡野内村

昭和十五年十一月十八日

八號

山梨縣北都留郡巖村地内

同

道府縣

起

業

者

事

業

種

別

起

業

地

名

認定月日

神奈川

内

務

大

臣

河

川

政

修

神奈川縣川崎市小倉、横濱市鶴見區江ヶ崎町、矢向町、上末吉町、市場町地内

一〇、二一

法 令

栃木	栃木縣知事	道路改良	栃木縣足利山邊町地内	一〇、二一
大阪	大阪府知事	停車場改良並ニ道路付替	大阪府大阪市浪速區東圓手町、東神田町地内	一一、四
富山	富山縣知事	道路改良	富山縣婦負郡四方町地内	〃
三重	三重縣知事	河川改良	三重縣松阪市大字西岸江、東岸江地内	〃
大阪	大阪府知事	學校敷地擴張	大阪府大阪市浪速區元町一丁目、元町二丁目地内	一一、九
福島	福島縣知事	火葬場並ニ墓地新設	福島縣石城郡小名濱町、玉川村地内	〃
廣島	廣島縣知事	鐵道教習所建設並ニ道路水路附替	廣島縣廣島市仁保町、安藝郡府中町地内	一一、一五

◎土地地方債許可概要

許可月日	許可額	目	團體名	道府縣
一〇、一	二二八、六〇〇圓	東北振興府縣道改良費	秋田縣	道府縣
〃	五〇、〇〇〇	橋梁改良費	宮崎縣	
〃	六八〇、〇〇〇	旱害應急對策費	山口縣	
〃	六一二、〇〇〇	産業開發道路改良費	岡山縣	
〃	一一九、〇〇〇	都市計畫街路築造費	豐橋市	愛知縣
〃	四二〇、〇〇〇	都市計畫街路新設並ニ擴築事業費	布施市	大阪府
〃	五一、五〇〇	上水道改良工事費	稚内町	北海道
一〇、四	一六二、三〇〇	昭和十四年災害土木事業費	秋田縣	
〃	二八〇、〇〇〇	同	茨城縣	
〃	一〇二、〇〇〇	上水道應急對策工事及井戸新設改良費	長崎市	長崎縣

〃	二九、八〇〇	水道量水器及同管購入費	小松市	石川縣
一〇、八	一〇八、〇〇〇	道路改良費	愛媛縣	
〃	六六、〇〇〇	災害防除施設費	茨城縣	
〃	三四、六〇〇	橋梁架換費	同	
〃	四七、〇〇〇	都市計畫道路鋪裝費	別府市	大分縣
〃	二六、〇〇〇	都市計畫道路改良費	同	
一〇、九	二六、〇〇〇	中小河川荒川改良費	山梨縣	
〃	一七、〇〇〇	中小河川濁川改良費	同	
一〇、一四	九〇、〇〇〇	東北振興砂防費	秋田縣	
〃	三四、〇〇〇	道路鋪裝費	和歌山縣	
〃	一五、〇〇〇	道路鋪裝費	金澤市	石川縣
〃	三一、四〇〇	道路橋梁費	同	
〃	三五〇、〇〇〇	都市計畫街路事業費	仙臺市	宮城縣
一〇、一五	三〇、〇〇〇	高田川下流改良費	奈良縣	
〃	五二、八〇〇	災害防除施設費	山梨縣	
〃	七六、七〇〇	昭和十四年災害土木費	同	
〃	一三五、八〇〇	災害防除施設、砂防事業費	和歌山縣	
〃	七〇、〇〇〇	災害防除施設費	新潟縣	
〃	二〇五、二〇〇	砂防設備費	同	
〃	一六八、〇〇〇	府縣道改良費	鹿兒島縣	

法
令

砂防工事費	九四、五〇〇	同	四〇〇
道路改修費	四八、〇〇〇	同	
防府漁港修築費	二〇、〇〇〇	山口縣	
道路改修並鋪裝費	一六〇、〇〇〇	宇部市	山口縣
國道改良費分擔金	四一、三〇〇	山梨縣	
富士川砂防工事費分擔金	九、〇〇〇	同	
砂防工事費	一四〇、〇〇〇	同	
昭和十三年災害復舊土木費	一、四二〇、〇〇〇	茨城縣	
河川改良費	三、〇〇〇	山口縣	
橋梁架換費	四四、八〇〇	同	
災害防除費	一六、〇〇〇	高知縣	
府縣道改良費	一〇二、九〇〇	徳島縣	
櫻川改良費	四五、〇〇〇	茨城縣	
河川改良費寄附金	七、四〇〇	甲府市	山梨縣
都市計畫街路事業費	五六、〇〇〇	高岡市	富山縣
砂防事業費	四〇、五〇〇	茨城縣	
砂防費	八五、〇〇〇	高知縣	
小串漁港修築費	二〇、〇〇〇	山口縣	

◎軌道法に依る申請に對する處分

岩手縣

花巻温泉線氣鐵道
函花卷間軌道旅客運輸營業休止期間延長許可

花巻温泉電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十三年九月廿一日附
監第七、六七〇號を以て認可せる釜石線花巻驛、該會社線西花驛
間運輸營業の内旅客取扱休止期間は本年九月廿日を以て満了する
に付、引續き期間を本年九月廿一日より昭和十八年九月廿日迄延
長せんとするの件は、十一月八日監第二、九八二號を以て内務、
鐵道兩大臣より許可せられたり。

東京府

東京市電 魚籃坂下間軌道工事方法變更認可及特別設計許可

伊 鷹 子
東京市申請に係る本工事は軌條交換を機會に從來は三七丁丁軌條なりしものを今回四五丁特高丁軌條に變更し、併せて架空單線式運輸實施に伴ひ軌道に歸線設備を施行せむとするものなりし處、其の後資材入手困難の爲一部工事方法を變更し、軌條は從來通りとし、枕木周圍混凝土固を廢止せんするものなり。尙伊皿子停留場（魚籃坂下方向）位置勾配軌道敷設規程第十六條に難依に付之を特別設計とするの件は、十一月四日監三、二六六號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道工事方法變更認可し、特別設計の許可せられたり。

東京市電 一ノ橋停留場附近軌道工事方法變更認可

東京市申請に係る一ノ橋停留場附近曲線軌條を交換し、其の換會に軌道中心間隔を擴大し、軌道敷設規程第十條の車體間隔を保

持せしめむとするの件は、十一月十二日監第三、三三七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

岐阜縣

神岡水電 機關車設計認可並特別設計許可

神岡水電株式會社申請に係る、輸送能力の増大を圖る爲、從來使用の機關車を五瓩瓦斯機關車三輛、五瓩重油機關車二輛（新設）、三、五米噸瓦斯機關車七輛（十一輛中四輛廢止）に變更せむとするものなるが、制動器に關しては特別設計と爲し、十一月八日監第二、九五三號を以て内務、鐵道兩大臣より機關車設計の件認可し特別設計の件許可せられたり。

靜岡縣

靜岡電氣 鐵道株式會社申請に係る、鐵道抵當權設定認可

元利支拂豫算變更認可
靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る、鐵道抵當權設定認可を受け債權者株式會社日本興業銀行より借入たる借入金に關し都合に依り元金六五萬圓、六〇萬圓の二口は辨濟期限及利率を、元金六〇萬圓、五〇萬圓、三五萬圓、五萬圓の四口は辨濟期限を、元金一四萬六千二百圓の一口は辨濟期限及辨濟方法を變更せむとするものにして、軌道抵當證書記載事項及元利支拂豫算變更に就ては、十一月六日監第三、〇一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪府

大阪市營軌道 天神橋筋六丁目 兩交叉點保安設備變更認可

大阪市申請に係る天神橋筋六丁目交叉點及日本橋一丁目交叉點に於ける信號轉轍聯動裝置の制御方法を變更せむとするの件は、十一月五日監第二、六一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 電動客車設計變更認可並特別設計許可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る大津線（新設軌道）に使用の八〇〇型電動客車四輛を京阪線に移管使用の爲設計變更せむとするものなり、尙京阪線中一部併用軌道ある爲、救助器省略せむとするの件は、十一月五日監第一、〇八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より電動客車設計變更の件認可し、特別設計の件許可せられたり。

阪神急行電鐵 寶塚線工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線三國踏切警報機の警響器並に閃光器に依る警報は、列車進入方向に對する設備なるも交通保安を一層確保する爲、一方向の列車に依り兩側警報機同時に閃光警報爲す様構造を變更せむとするの件は、十一月五日監第二、六三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

大阪市營 天王寺西門 前交叉點 保安裝置設計認可及軌道運轉信號保安規

程例外取扱許可

大阪市申請に係る天王寺西門交叉點に電磁空氣式轉轍器轉換裝置を設置せむとするものなり、又右裝置を既交通整理信號燈機と聯動するようせんが爲に例外取扱として許可せむとするの件は、十一月六日監第二、六一七號を以て内務、鐵道兩大臣より保安裝置設計の件認可し、軌道運轉保安信號規程例外取扱の件許可せられたり。

大阪電氣軌道 上本町間及上本町間に參急電鐵所屬特別設計附隨 客車直通運轉認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る參急急行電鐵株式會社所屬半鋼製四輪ボギー式附隨客車一輛を大阪電氣軌道櫻井線上本町、八木並に上本町、八木西口間に直通運轉せむとするの件は、十一月六日監第三、二七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

阪神急行電鐵 電動客車設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る既認可の電動客車十輛中四輛（三〇六一三〇九）の電氣裝置を二個電動機用に改築昭和十四年十二月十四日監第三、〇一五號認可の電動客車六輛中四輛に流用する爲、別途申請の車輛より撤去する電氣裝置と交換し、該社新設軌道全線主として寶塚線に使用せむとするの件は、十一月六日監第三、〇六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

京阪電氣鐵道 京阪線電動客車設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る變に車輛並設計變更（昭和十五年五月三十一日附號第六、六二五號認可電動貨車四輛を電動客車に變更）したる電動客車四輛は製作所の都合に依り更に主要寸法、牽棒及鋼體の構造、吊皮數、車内握棒等を變更せむとするの件は、十一月六日附號第二、九五一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

阪神急行電鐵 附隨客車設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線車輛の利用效率を圖る爲、四輪ボギー式附隨客車四輛に電氣裝置を設備し、電動客車に設計變更せむとするの件は、十一月六日附號第三、〇六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

阪神急行電鐵 需動客車設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る四輪ボギー式電動客車八輛の電氣裝置を撤去し、附隨客車に設計變更せむとするの件は、十一月六日附號三、〇六〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

阪神電氣鐵道

福島 梅田 間工事施行認可申請期限延期許可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大正九年六月二日特許四貫梅田間連絡線中福島、梅田間に係る軌道工事施行認可申請期

限は、昭和十五年六月三十日迄の處、省線西成線との交叉設計協議纏らざる爲、期限を昭和十七年六月三十日迄延期せむとするの件は、十一月八日附號第三、〇六三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せられたり。

兵庫縣

阪急行電鐵 神戸線住吉川附近工事方法及設備工事認可、

阪神急行電鐵株式會社申請に係る昭和十五年水害應急対策として施工の住吉川橋梁假工事は、今回決定の同川水害復興計畫に支障なきを以て此の儘本工事し、尙東側線路勾配を緩和すると共に構造物を補強せむとするの件は、工事後に關しては大藏、商工兩省に協議せし處、異存無き旨回答有りたるを以て十月三十一日附號第一、二四八號一を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

阪神急行電鐵 伊丹線假設工事認可並軌道遷轉信號保安規程例

外販規程許可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る伊丹線複線軌道工事に就ては變に認可せる三月の複線工事施工は、現下軌道其他養材入手の關係よりして至急全線の施工完成、實現困難となれるも、沿線は時局の影響に依り諸産業勃興し、工場の増新設擴張せられるもの夥しく、附近は全く工場地帯と化するの状況にて、時局産業擴充に一大飛躍を示し、之に伴ひ通勤者其他の乗降客數に増加し、現在

の單線運轉にては到底圓滑なる輸送を期し難く、従て資材入手の時期迄現在の運轉状態を持續し難き情勢に迫られてゐる有様に付、茲に運輸營業廢止の許可せる筒井線より撤去資材を以て一部複線工事を竣成し、全線工事可能に至る迄一時假設備により一部複線運轉を行ひ、以て現在の行詰れる輸送状態を幾分にて緩和せむとするの件は、本假設備の使用期限を昭和十六年九月三十日迄とし、十一月六日監第三、二七三號を以て内務、鐵道兩大臣より假設工事の件認可し、軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可せられたり。

山陽電気鐵道 電動客車設計變更認可

山陽電気鐵道株式會社申請に係る近時該社路線利用乗客激増に鑑み軌道線停留場の低部乗降場(軌條面高三八一耗)よりの乗降の不便並に危険を除去し輸送能率を増進せむ爲、差當り軌道線所屬客車中自第三十六至第四十號五輛の中央出入口聯動踏段は右との關係上撤去せむとするの件、十一月五日監第二、七七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

和歌山縣

東邦電力 軌道工事方法變更認可

東邦電力株式會社申請に係る昭和十四年二月二十五日監軌第八五號軌道營業監査通牒に基き、和歌山線軌道の工事方法の内、

(一)、和歌山市驛停留場側線撤去、(二)、和歌山浦停留場出發合圖盤は二位式色燈信號機に變更、(三)、電車線路の軌條面上の高さを五米に變更せむとするの件は、十一月五日監第二、九五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

九州鐵道 信託證書記載事項變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る株式會社住友銀行を受託會社として發行者の該社軌道財團所屬線路中福岡、津福岡及二日市大宰府間線路は茲に變更に付、右線路を擔保より分離して新に鐵道財團に組成の上擔保に追加せむとす。尙擔保財團所屬の電氣供給用設備は將來他に讓渡する見込に付擔保より分離せむするの件は、九月二十七日監第二、六九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

